

第23回 定例総会議事録

1. 日 時

令和8年2月10日（火）午後2時30分招集

2. 場 所

市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範
7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一
10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳
13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里

4. 欠席委員

0名

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第23回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第23回定例総会を開会いたします。
本日の出席者は14名、欠席者はいません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番齊藤委員さん、11番堀委員さん、書記は事務局の畑さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分県警察学校から北東へ約970mの距離に位置した農地であり、現地は草刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約86aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大南公民館から北へ約630mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモ、サトイモを栽培予定です。農機具は耕うん機を4台、管理機を3台、トレンチャーを1台、トラクター、運搬車を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37aとなり</p>

議長	<p>ます。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、籾摺乾燥機を各2台、コンバイン、田植機、バインダーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約24aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されておりました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲</p>

<p>議長</p>	<p>受人は、申請地において牧草を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、除草機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約71a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北西へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてクリを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバインを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、松岡小学校から北へ約260mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトマト等を栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、横瀬小学校から北東へ約470mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、社会福祉法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、こうざき小学校から北西へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ8ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から北西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、木材販売事業を営む法人が資材置場、重機等駐車場及び事業用車両駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田原地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地の1筆では水稲が栽培され、その他は膝丈～腰丈程度の雑草が繁茂していきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稲、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17.6ha となります。</p> <p>10ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、湛水地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計</p>

画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、飼料用作物を栽培し、畜産業を営む認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.8haとなります。

11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地の3筆はハウスが設置され、2筆は耕起、その他は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約13.4haとなります。

12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培しており、申請地において水稲、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6haとなります。

14ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、室生地区、田の浦地区に位置した農地であり、現地は甘夏、ポンカンが栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に甘夏、ポンカンを栽培しており、申請地において甘夏、ポンカンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約94aとなります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、庄ノ原地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴを栽培しており、申請地においてイチゴを栽

培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、庄ノ原地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に大葉を栽培する認定農業者で、申請地において大葉を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2ha となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.1ha となります。

16ページ 1番です。こちらは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。

17ページ 1番です。こちらは配分替です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラ、水稻を栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約73a となります。

2番です。こちらは配分替です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。

議長	<p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1965年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北へ約3km から3.5km の範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1963年頃から山林化および宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は山林および宅地として利用していました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、19ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページから20ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で7件出ています。</p> <p>21ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、1件出ています。</p> <p>22ページから24ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で22件出ています。</p> <p>25ページから27ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で7件出ています。</p> <p>最後は、28ページです。特定農地貸付けの軽微な変更についての届出が、1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>

事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第23回定例総会を閉会します。